

四日市港管理組合公報

第920号

平成25年7月1日

月曜日

目次

訓令

- 四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 1

訓令

四日市港管理組合訓令第3号

庁中一般

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成25年7月1日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合事務決裁規程（平成8年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中

「

18	防災対策に関する事務	1 組合の防災対策の基本に係るもの	○						
		2 組合の防災対策の基本方針の決定		○					
		3 組合の防災対策の処理方針の決定、実施			○				

」

を

「

18	防災対策に関する事務	組合の防災対策の処理方針の決定、実施			○				
----	------------	--------------------	--	--	---	--	--	--	--

」

に、

「

22	議会の招集、議案の提出その他議会に関する事務	1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定による議会の招集及び告示	○						
		2 地方自治法第102条第4項の規定による臨時会に付議すべき事件の告示	○						
		3 地方自治法第122条、第149条第1項、第233条第3項に規定する説明書、議案の提出及び認定に付すること。		○					
		4 地方自治法第179条第3項、第180条第2項の規定による専決処分の報告		○					
		5 管理者提案説明等	○						
		6 その他議会に関する重要事項		○					
		7 議会との重要な連絡調整			○				
		8 その他議会との連絡調整						○	

」

を

「

22	議会の招集、議案の提出その他議会に関する事務	1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定による議会の招集及び告示	○					
		2 地方自治法第102条第4項の規定による臨時会に付議すべき事件の告示	○					
		3 地方自治法第122条、第149条第1項、第233条第3項に規定する説明書、議案の提出及び認定に付すること。		○				
		4 地方自治法第179条第3項の規定による専決処分の報告	○					
		5 地方自治法第180条第2項の規定による専決処分の報告		○				
		6 管理者提案説明等	○					
		7 その他議会に関する重要事項		○				
		8 議会との重要な連絡調整			○			
		9 その他議会との連絡調整					○	

」

に、

「

32	港湾法（昭和25年法律第218号）の施行に関する事務	1 法第3条の3第1項の規定による港湾計画の策定に係るもの	○				
		2 法第3条の3第3項の規定による地方港湾審議会の意見聴取に係るもの		○			
		3 法第3条の3第4項の規定による港湾計画（策定又は変更）の国土交通大臣への提出に係るもの			○		
		4 法第3条の3第8項の規定による港湾計画（軽易な変更）の国土交通大臣への送付に係るもの				○	
		5 法第3条の3第9項の規定による港湾計画の概要の公示に係るもの					○
		6 法第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定による港湾区域の認可に係るもの		○			

7 法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定による港湾区域の公告に係るもの					○
8 法第34条において準用する法第12条第5項の規定による公示			○		
9 法第37条第1項第1号及び同条同項第2号の規定による行為の許可					
(1) 新規許可の場合			○		
(2) 更新の許可の場合					○
10 法第37条第1項第3号及び同条同項第4号の規定による行為の許可			○		
11 法第37条の2の規定による港湾隣接地域の指定に係るもの	○				
12 法第37条の2第2項の規定による港湾隣接地域の公告に係るもの					○
13 法第37条の2第3項の規定による港湾隣接地域の国土交通大臣への報告に係るもの					○
14 法第38条第1項の規定による臨港地区の指定に係るもの	○				
15 法第37条の3第2項の規定による船舶等放置禁止区域の指定に係るもの	○				
16 法第37条の3第2項の規定による船舶等放置禁止区域の公告に係るもの					○
17 法第37条の3第2項の規定による船舶等放置禁止物件の指定に係るもの	○				
18 法第37条の3第2項の規定による船舶等放置禁止物件の公告に係るもの					○
19 法第38条第3項の規定による臨港地区の公告に係るもの					○
20 法第38条の2第1項の規定による行為の届出の受理					○
21 法第38条の2第7項の規定による行為の勧告			○		
22 法第38条の2第8項の規定による行為の変更命令			○		
23 法第38条の2第10項の規定による行為の措置要請			○		
24 法第39条の規定による臨港地区の分区の指定に係るもの	○				
25 法第40条の2第1項の規定による違反構築物の撤去等の命令			○		

	26 法第41条第1項の規定による構築物の改築等の命令			○		
	27 法第41条第3項の規定による損失補償の決定			○		
	28 法第43条の5第1項の規定による港湾環境整備負担金の負担決定	○				
	29 法第43条の5第2項の規定による港湾環境整備負担金に係る港湾審議会の意見聴取に係るもの			○		
	30 法第44条第1項の規定による公表		○			
	31 法第44条の2第2項の規定による大臣への認可申請、変更認可申請		○			
	32 法第45条第1項の規定による港湾管理者以外の者の料金の徴収に係る書面の受理					○
	33 法第45条の3の規定による滞船の場合における要請			○		
	34 法第46条第1項の規定による港湾施設の譲渡等に係る認可申請			○		
	35 法第49条の規定による業務に関する収入等に係る公表及び国土交通大臣への報告					○
	36 法第49条の2の規定による港湾台帳の調製に係るもの					○
	37 法第55条の2第1項の規定による他人の土地への立入りの決定			○		
	38 法第55条の3の規定による防ぎよに従事すべきことの命令等			○		
	39 法第55条の4の規定による損失補償の決定			○		
	40 法第56条の4第1項の規定による工事の中止等の命令、許可の取消等			○		
	41 法第56条の4第2項の規定による当該措置の命令及び公告		○			
	42 法第56条の5第1項の規定による報告徴収等					○
	43 港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第1条の規定による港湾施設の認定の申請		○			
	44 規則第14条の2の規定による港湾台帳の閲覧に係るもの					○

を

「

32	港湾法（昭和25年法律第218号）の施行に関する事務	1 法第3条の3第1項の規定による港湾計画の策定に係るもの	○				
		2 法第3条の3第3項の規定による地方港湾審議会の意見聴取に係るもの		○			
		3 法第3条の3第4項の規定による港湾計画（策定又は変更）の国土交通大臣への提出に係るもの		○			
		4 法第3条の3第8項の規定による港湾計画（軽易な変更）の国土交通大臣への送付に係るもの			○		
		5 法第3条の3第9項の規定による港湾計画の概要の公示に係るもの				○	
		6 法第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定による港湾区域の認可に係るもの	○				
		7 法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定による港湾区域の公告に係るもの				○	
		8 法第34条において準用する法第12条第5項の規定による公示		○			
		9 法第37条第1項第1号及び同条同項第2号の規定による行為の許可					
		(1) 新規許可の場合		○			
		(2) 更新の許可の場合				○	
		10 法第37条第1項第3号及び同条同項第4号の規定による行為の許可		○			
		11 法第37条の2の規定による港湾隣接地域の指定に係るもの	○				
		12 法第37条の2第2項の規定による港湾隣接地域の公告に係るもの				○	
		13 法第37条の2第3項の規定による港湾隣接地域の国土交通大臣への報告に係るもの				○	
		14 法第38条第1項の規定による臨港地区の指定に係るもの	○				
		15 法第37条の3第2項の規定による船舶等放置禁止区域の指定に係るもの	○				
16 法第37条の3第2項の規定による船舶等放置禁止区域の公告に係るもの				○			
17 法第37条の3第2項の規定による船舶等放置禁止物件の指定に係るもの	○						

18	法第37条の3第2項の規定による船舶等 放置禁止物件の公告に係るもの					○	
19	法第38条第3項の規定による臨港地区の 公告に係るもの					○	
20	法第38条の2第1項の規定による行為の 届出の受理					○	
21	法第38条の2第7項の規定による行為の 勧告			○			
22	法第38条の2第8項の規定による行為の 変更命令			○			
23	法第38条の2第10項の規定による行為の 措置要請			○			
24	法第39条の規定による臨港地区の分区の 指定に係るもの	○					
25	法第40条の2第1項の規定による違反構 築物の撤去等の命令			○			
26	法第41条第1項の規定による構築物の改 築等の命令			○			
27	法第41条第3項の規定による損失補償の 決定			○			
28	法第44条第1項の規定による公表	○					
29	法第44条の2第2項の規定による大臣へ の認可申請、変更認可申請	○					
30	法第45条第1項の規定による港湾管理者 以外の者の料金の徴収に係る書面の受理					○	
31	法第45条の3の規定による滞船の場合に おける要請			○			
32	法第46条第1項の規定による港湾施設の 譲渡等に係る認可申請			○			
33	法第49条の規定による業務に関する収入 等に係る公表及び国土交通大臣への報告					○	
34	法第49条の2の規定による港湾台帳の調 製に係るもの					○	
35	法第55条の2第1項の規定による他人の 土地への立入りの決定			○			
36	法第55条の3の規定による防ぎよに従事 すべきことの命令等			○			
37	法第55条の4の規定による損失補償の決 定			○			
38	法第56条の4第1項の規定による工事の 中止等の命令、許可の取消等			○			

	39 法第56条の4第2項の規定による当該措置の命令及び公告	○					
	40 法第56条の5第1項の規定による報告徴収等					○	
	41 港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第1条の規定による港湾施設の認定の申請	○					
	42 規則第14条の2の規定による港湾台帳の閲覧に係るもの					○	

に、

「

42	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の施行に関する事務	1 法第2条の規定による埋立の免許	○				
		2 法第3条第1項の規定による出願事項の縦覧等（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○		
		3 法第3条第2項の規定による関係都道府県知事への通知（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○		
		4 法第3条第3項に規定する利害関係を有する者の意見書の受理（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○		
		5 法第6条第3項の規定による補償等の裁定（法第42条第3項において準用する場合を含む。）		○			
		6 法第10条の規定による損害補償等の処分（法第42条第3項において準用する場合を含む。）		○			
		7 法第11条の規定による免許の告示（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○		
		8 法第12条の規定による免許料の徴収			○		
		9 法第13条の規定による工事の着手及び竣功期間の指定		○			
		10 法第13条の2の規定による出願事項の変更の許可（法第42条第3項において準用する場合を含む。）		○			
		11 法第14条第1項の規定による他人の土地への立入り等の許可（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○		

12	法第16条第1項の規定による埋立権の譲渡の許可	○				
13	法第20条の規定による権利義務の承継の届出の受理		○			
14	法第22条第1項の規定による埋立の竣功認可等	○				
15	法第22条第2項の規定による竣功認可の告示等		○			
16	法第23条の規定による竣功認可の告示の日前の埋立地の使用許可		○			
17	法第25条の規定による国有地の下付	○				
18	法第27条第1項の規定による埋立地に関する権利の処分の許可		○			
19	法第29条の規定による埋立地の用途変更の許可		○			
20	法第30条の規定による災害防止に関する義務の命令		○			
21	法第31条の規定による公有水面に在する工作物等の除去命令（法第42条第3項において準用する場合を含む。）					○
22	法第32条第1項の規定による監督処分（法第36条第1項において準用する場合を含む。）	○				
23	法第32条第2項の規定による損害補償に関する処分	○				
24	法第33条の規定による是正命令等					○
25	法第34条の規定による埋立権復活の処分	○				
26	法第35条第1項の規定による原状回復義務免除に関する処分（第36条において準用する場合を含む。）	○				
27	法第35条第2項の規定による国有帰属の処分（法第36条において準用する場合を含む。）	○				
28	法第37条の規定による鑑定費用に関する処分（法第42条第3項において準用する場合を含む。）					○
29	法第42条第1項の規定による国が施行する埋立の承認	○				
30	法第42条第2項の規定による竣功通知の受理		○			
31	法第43条の規定による埋立地の公共団体への帰属処分	○				

		32 法第47条第1項の規定による国土交通大臣への認可申請	○					
		33 公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号。以下「勅令」という。）第1条第1項の規定による出願名義の変更届の受理（勅令第30条において準用する場合を含む。）			○			
		34 勅令第1条第2項の規定による承継届の受理（勅令第1条第4項において準用する場合を含む。）			○			
		35 勅令第4条の規定による受理及び周知			○			
		36 勅令第10条第2項の規定による協議に関する届出の受理（勅令第30条において準用する場合を含む。）					○	
		37 勅令第12条第1項の規定による申請の要領等の告知等（勅令第30条において準用する場合を含む。）			○			
		38 勅令第13条の規定による裁定書の謄本の交付等（勅令第30条において準用する場合を含む。）			○			
		39 勅令第15条第2項の規定による申請の要領等の告知（勅令第30条において準用する場合を含む。）			○			
		40 勅令第17条第3項の規定による埋立地の利用方法に係る変更届の受理			○			
		41 勅令第24条の規定による告示			○			
								」
								を
								「
42	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の施行に関する事務	1 法第2条の規定による埋立の免許			○			
		2 法第3条第1項の規定による出願事項の縦覧等（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○			
		3 法第3条第2項の規定による関係都道府県知事への通知（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○			
		4 法第3条第3項に規定する利害関係を有する者の意見書の受理（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○			

5 法第6条第3項の規定による補償等の裁定（法第42条第3項において準用する場合を含む。）		○				
6 法第10条の規定による損害補償等の処分（法第42条第3項において準用する場合を含む。）		○				
7 法第11条の規定による免許の告示（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○			
8 法第12条の規定による免許料の徴収			○			
9 法第13条の規定による工事の着手及び竣功期間の指定		○				
10 法第13条の2の規定による出願事項の変更の許可（法第42条第3項において準用する場合を含む。）		○				
11 法第14条第1項の規定による他人の土地への立入り等の許可（法第42条第3項において準用する場合を含む。）			○			
12 法第16条第1項の規定による埋立権の譲渡の許可		○				
13 法第20条の規定による権利義務の承継の届出の受理			○			
14 法第22条第1項の規定による埋立の竣功認可等		○				
15 法第22条第2項の規定による竣功認可の告示等			○			
16 法第23条の規定による竣功認可の告示の日前の埋立地の使用許可			○			
17 法第25条の規定による国有地の下付		○				
18 法第27条第1項の規定による埋立地に関する権利の処分の許可			○			
19 法第29条の規定による埋立地の用途変更の許可			○			
20 法第30条の規定による災害防止に関する義務の命令			○			
21 法第31条の規定による公有水面に在する工作物等の除去命令（法第42条第3項において準用する場合を含む。）					○	
22 法第32条第1項の規定による監督処分（法第36条第1項において準用する場合を含む。）		○				
23 法第32条第2項の規定による損害補償に関する処分		○				

24	法第33条の規定による是正命令等					○	
25	法第34条の規定による埋立権復活の処分	○					
26	法第35条第1項の規定による原状回復義務免除に関する処分（法第36条において準用する場合を含む。）	○					
27	法第35条第2項の規定による国有帰属の処分（法第36条において準用する場合を含む。）	○					
28	法第37条の規定による鑑定費用に関する処分（法第42条第3項において準用する場合を含む。）					○	
29	法第42条第1項の規定による国が施行する埋立の承認	○					
30	法第42条第2項の規定による竣功通知の受理		○				
31	法第43条の規定による埋立地の公共団体への帰属処分	○					
32	法第47条第1項の規定による国土交通大臣への認可申請	○					
33	公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号。以下「勅令」という。）第1条第1項の規定による出願名義の変更届の受理（勅令第30条において準用する場合を含む。）		○				
34	勅令第1条第2項の規定による承継届の受理（勅令第1条第4項において準用する場合を含む。）		○				
35	勅令第4条の規定による受理及び周知		○				
36	勅令第10条第2項の規定による協議に関する届出の受理（勅令第30条において準用する場合を含む。）					○	
37	勅令第12条第1項の規定による申請の要領等の告知等（勅令第30条において準用する場合を含む。）		○				
38	勅令第13条の規定による裁定書の謄本の交付等（勅令第30条において準用する場合を含む。）		○				
39	勅令第15条第2項の規定による申請の要領等の告知（勅令第30条において準用する場合を含む。）		○				
40	勅令第17条第3項の規定による埋立地の利用方法に係る変更届の受理		○				

「

44	振興対策に関する事務	1 航路誘致、集荷対策等に係るもの						
		(1) 航路誘致、集荷対策の方針の決定	○					
		(2) 航路誘致、集荷対策の年間事業計画の策定、実施		○				
		(3) 航路対策会議の開催、荷主等企業訪問に係るもの					○	
		2 海外ポートセールスミッション派遣、四日市港セミナー、懇談会、見学会の開催に係るもの						
		(1) 実施内容に係るもの		○				
		(2) その他開催に係るもの					○	
		3 港まつりに係るもの					○	
		4 海の日行事に係るもの					○	
		5 外国港湾等との友好交流に係るもの						
		(1) 開催日の決定、実施内容等重要な事項の決定に係るもの	○					
		(2) その他事務処理に係るもの					○	
		6 港の広報、宣伝に係るもの					○	
		7 展望展示室の運営に係るもの						
		(1) 運営方針に係るもの		○				
		(2) その他展望展示室の運営に係るもの					○	
		8 港湾の指定統計等に係るもの						
		(1) 申告義務者の表彰に係るもの		○				
(2) 四日市港統計に係るもの					○			
(3) 港湾の指定統計その他調査に係るもの					○			

」

に、

「

46	建設工事及び業務委託の施行に関する事務	1 工事請負費に係るもの（金額は、1件当たりの金額をいう。）						
		(1) 5億円以上のもの	○					
		(2) 1億円以上5億円未満のもの（1割未満の増額変更の場合を含む。以下同じ。）		○				
		(3) 5,000万円以上1億円未満のもの			○			
		(4) 5,000万円未満のもの					○	

	2 測量、調査及び設計等業務委託に係るもの（金額は、1件当たりの金額をいう。）						
	(1) 1億円以上のもの		○				
	(2) 2,000万円以上1億円未満のもの（1割未満の増額変更の場合を含む。以下同じ。）			○			
	(3) 2,000万円未満のもの					○	
	3 入札指名業者の決定						
	(1) 1億円以上の工事請負等に係るもの		○				
	(2) 1億円未満の工事請負等に係るもの			○			
	4 予定価格の決定に係るもの						
	(1) 工事請負費に係るもの						
	イ 1億円以上のもの		○				
	ロ 5,000万円以上1億円未満のもの				○		
	ハ 5,000万円未満のもの					○	
	(2) 測量、調査及び設計等業務委託に係るもの						
	イ 1億円以上のもの		○				
	ロ 2,000万円以上1億円未満のもの				○		
	ハ 2,000万円未満のもの					○	
	5 工事施行期限の延長に係るもの（1工事を通じ当初契約工期の3分の1以内のもの）					○	
	6 工事完成認定書の交付					○	

を

「

46	建設工事及び業務委託の施行に関する事務	1 工事請負費に係るもの（金額は、1件当たりの金額をいう。）					
		(1) 5億円以上のもの		○			
		(2) 1億円以上5億円未満のもの			○		
		(3) 5,000万円以上1億円未満のもの				○	
		(4) 5,000万円未満のもの					○
		2 測量、調査及び設計等業務委託に係るもの（金額は、1件当たりの金額をいう。）					
		(1) 1億円以上のもの		○			
		(2) 2,000万円以上1億円未満のもの			○		

	(3) 2,000万円未満のもの								○
	3 発注方法、入札参加資格及び入札指名業者の決定（金額は、1件当たりの金額をいう。）								
	(1) 1億円以上の工事請負等に係るもの	○							
	(2) 1億円未満の工事請負等に係るもの		○						
	4 予定価格の作成（金額は、1件当たりの金額をいう。）								
	(1) 工事請負費に係るもの								
	イ 1億円以上のもの	○							
	ロ 5,000万円以上1億円未満のもの					○			
	ハ 5,000万円未満のもの							○	
	(2) 測量、調査及び設計等業務委託に係るもの								
	イ 1億円以上のもの	○							
	ロ 2,000万円以上1億円未満のもの					○			
	ハ 2,000万円未満のもの							○	
	5 工事施工期限の延長に係るもの（1工事を通じ当初契約工期の3分の1以内のもの）							○	
	6 工事完成認定書の交付							○	

に、

「

58	法令に基づく関係省庁への許可申請及び届出等に関する事務	1 港則法（昭和23年法律第174号）に関する事務							
		(1) 法第5条第6項の規定による行為の協議						○	
		(2) 法第23条第1項の規定による行為に関する海上保安部への協議						○	
		(3) 法第32条の規定による港内行事の許可申請						○	
		2 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第31条第1項の規定による船舶の検査申請						○	
		3 船舶法（明治32年法律第46号）第5条の2第1項及び第2項の規定による船舶国籍証書の検認申請						○	

	4 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に関する事務					
	(1) 第43条の2の規定による排出油防除計画に係るもの		○			
	(2) 法施行規則第38条第5項の規定による届出の受理				○	
	5 船員法（昭和22年法律第100号）に関する事務					
	(1) 法第19条の規定による海難報告				○	
	(2) 法第37条の規定による雇入及び雇入公認申請				○	
	(3) 法第111条の規定による報告				○	
	6 電波法（昭和25年法律第131号）に関する事務					
	(1) 法第17条第1項の規定による無線設備変更許可申請		○			
	(2) 法第39条第4項並びに法第51条の規定による無線従事者選任届及び解任届				○	
	(3) 法第73条第1項の規定による検査受検				○	
(4) 法第80条の規定による報告				○		
(5) 無線局免許手続規則第16条第1項の規定による再免許申請				○		
7 水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定による漂流物及び沈没品に係るもの					○	
8 水路業務法（昭和25年法律第102号）第19条第1項の規定による水路関係事項の通報		○				
9 航路標識法（昭和24年法律第99号）第5条第1項の規定による航路標識の変更許可申請及び報告			○			
10 公有水面埋立法第2条の埋立免許申請	○					
11 小型船舶の登録等に関する法律第6条第1項の規定による登録申請					○	

」

を

「

58	法令に基づく関係省庁への許可申請及び届出等に関する事務	1 港則法（昭和23年法律第174号）に関する事務						
		(1) 法第5条第6項の規定による行為の協議					○	
		(2) 法第23条第1項の規定による行為に関する海上保安部への協議					○	
		(3) 法第32条の規定による港内行事の許可申請					○	
		2 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第31条第1項の規定による船舶の検査申請					○	
		3 船舶法（明治32年法律第46号）第5条の2第1項及び第2項の規定による船舶国籍証書の検認申請					○	
		4 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に関する事務						
		(1) 法第43条の2の規定による排出油防除計画に係るもの		○				
		(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）第38条第5項の規定による届出の受理					○	
		5 船員法（昭和22年法律第100号）に関する事務						
		(1) 法第19条の規定による海難報告					○	
		(2) 法第37条の規定による雇入及び雇入公認申請					○	
		(3) 法第111条の規定による報告					○	
		6 電波法（昭和25年法律第131号）に関する事務						
		(1) 法第17条第1項の規定による無線設備変更許可申請		○				
		(2) 法第39条第4項並びに法第51条の規定による無線従事者選任届及び解任届					○	
		(3) 法第73条第1項の規定による検査受検					○	
		(4) 法第80条の規定による報告					○	
		(5) 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第16条第1項の規定による再免許申請					○	
		7 水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定による漂流物及び沈没品に係るもの					○	

	8 水路業務法(昭和25年法律第102号)第19条第1項の規定による水路関係事項の通報			○				
	9 航路標識法(昭和24年法律第99号)第5条第1項の規定による航路標識の変更許可申請及び報告			○				
	10 公有水面埋立法第2条の埋立免許申請		○					
	11 小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第6条第1項の規定による登録申請						○	

」

に改める。

別表2(1)の表中

「

2	条例及び規則等に関する事務	1 条例及び規則の制定改廃	○					
		2 訓令及び訓の制定改廃		○				
		3 告示及び公告の制定改廃			○			
		4 事務処理の基準、要綱及び要領等の制定改廃					○	

」

を

「

2	条例及び規則等に関する事務	1 条例の制定改廃	○					
		2 規則の制定	○					
		3 規則の改廃						
		(1) 軽易なものを除く。	○					
		(2) 軽易なものに限る。		○				
		4 訓令及び訓の制定改廃		○				
		5 告示及び公告の制定改廃			○			
6 事務処理の基準、要綱及び要領等の制定改廃						○		

」

に、

「

10	土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関する事務	1 法第16条の規定による事業の認定申請	○					
		2 法第39条第1項の規定による収用及び使用の裁決申請	○					
		3 法第94条第2項の規定による裁決の申請（法第124条第2項において準用する場合を含む。）	○					
		4 法第94条第9項の規定による訴えの提起（法第124条第2項において準用する場合を含む。）	○					
		5 法第133条第1項の規定による損失補償に関する訴の提起	○					
		6 上記以外で重要な事項		○				
		7 その他土地収用に係るもの			○			

」

を

「

10	土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関する事務	1 法第16条の規定による事業の認定申請		○				
		2 法第39条第1項の規定による収用及び使用の裁決申請		○				
		3 法第94条第2項の規定による裁決の申請（法第124条第2項において準用する場合を含む。）		○				
		4 上記以外で重要な事項		○				
		5 その他土地収用に係るもの			○			

」

に、

「

16	地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条及び第180条の規定による専決処分に関すること	専決処分により執行すること		○				
----	--	---------------	--	---	--	--	--	--

17	儀式及び表彰に関する事務	1 儀式及び表彰に係るもの			○		
18	その他の事務	1 照会、回答、届出、進達、報告、通知及び依頼等					○
		2 広報資料の発行					○
		3 公表の決定					○
		4 請願及び陳情等の処理			○		
		5 公簿の閲覧及び縦覧					○
		6 証明書、謄本及び抄本の交付					○
		7 登記の嘱託及び登録の実施					○
		8 研修会及び打合せ等の開催					○
		9 共催、後援、協賛、推薦及びこれらに類する名義の使用の承認					○
		10 統計の実施					○

」

を

「

16	儀式及び表彰に関する事務	儀式及び表彰に係るもの			○		
17	その他の事務	1 照会、回答、届出、進達、報告、通知及び依頼等					○
		2 広報資料の発行					○
		3 公表の決定					○
		4 請願及び陳情等の処理			○		
		5 公簿の閲覧及び縦覧					○
		6 証明書、謄本及び抄本の交付					○
		7 登記の嘱託及び登録の実施					○
		8 研修会及び打合せ等の開催					○
		9 共催、後援、協賛、推薦及びこれらに類する名義の使用の承認					○
		10 統計の実施					○

」

に改める。

別表2(2)の表中

「

3	寄付金			5,000万円以上		5,000万円未満		
---	-----	--	--	-----------	--	-----------	--	--

」

を

「

3	寄付金	負担付	全額					
		その他			5,000万円以上		5,000万円未満	

」

に改める。

別表2(3)の表中

「

6	工事請負費	3億円以上	2億円以上 3億円未満	1億円以上 2億円未満		1億円未満		1割未満の変更の場合を含む。
---	-------	-------	----------------	----------------	--	-------	--	----------------

」

を

「

6	工事請負費	5億円以上	2億円以上 5億円未満	1億円以上 2億円未満		1億円未満		
---	-------	-------	----------------	----------------	--	-------	--	--

」

に、

「

8	備品購入費			300万円以上		300万円未満		
---	-------	--	--	---------	--	---------	--	--

」

を

「

8	備品購入費	7,000万円以上		300万円以上 7,000万円未満		300万円未満		
---	-------	-----------	--	----------------------	--	---------	--	--

」

に、

「

11	補償、補填及び賠償金	補償金及び補填金	1億円以上	7,000万円以上 1億円未満	1,000万円以上 7,000万円未満		1,000万円未満	
		賠償金	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円 円未満			法律上管理組合の義務に属する自動車事故による損害賠償のうち管理者が専決処分することができるものに限る。

」

を

「

11	補償、補填及び賠償金	補償金及び補填金		7,000万円以上	1,000万円以上 7,000万円未満		1,000万円未満	
		賠償金	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円 円未満			法律上管理組合の義務に属する損害賠償のうち、管理者が専決処分することができるものに限る。

」

に改める。

別表2(4)を次のように改める。

(4) 財産に関する事務

区 分		決 裁 区 分						備 考
		管理者	専 決 者					
			常勤副 管理者	部 長	次 長	課 長	副課長	
1	公有財産の購入	7,000万円以上				7,000万円未満	金額は、1件当たりの見積金額をいう。	
2	公有財産の寄付の受納	負担付	全 額					
		その他				全 額		
3	公有財産の所属替え					全 額		
4	公有財産の用途廃止及び用途変更					全 額		

5	行政財産の目的外使用の許可及び貸付					全 額		
6	普通財産の貸付					全 額		
7	普通財産の売却、交換及び譲渡	有 償	7,000万円以上			7,000万円未満		金額は、1件当たりの予定価格又は減額前の見積価格をいう。
		無 償				全 額		
8	普通財産の取壊し					全 額		
9	物品の寄付の受納	負担付	全 額					
		その他				全 額		
10	物品の無償譲渡及び減額譲渡					全 額		
11	物品の無償貸付け及び減額貸付け					全 額		

附 則

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

購 読 料 年間 3,120円 (月額 260円)	平成25年 7 月 1 日発行 四日市市霞 2 丁目 1 番地の 1 (電話 代表 0 5 9 (3 6 6) 7 0 0 6) 四 日 市 港 管 理 組 合